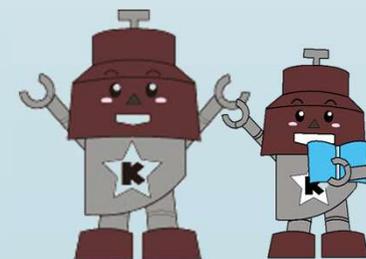


介護報酬編（施設系サービス）

令和7年度集団指導

介護報酬編（施設系サービス）

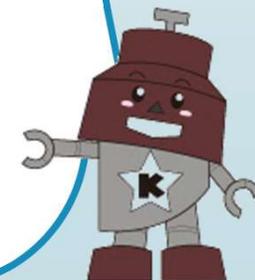
川口市 福祉部 福祉監査課 指導第2係



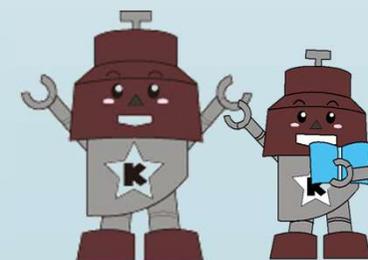
川口市のマスコット「きゅぼらん」

この動画の流れ

- ▶（介護予防）短期入所生活介護
- ▶（介護予防）特定施設入居者生活介護
- ▶（介護予防）小規模多機能型居宅介護
- ▶（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ▶介護老人福祉施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ▶介護老人保健施設
- ▶終わりに



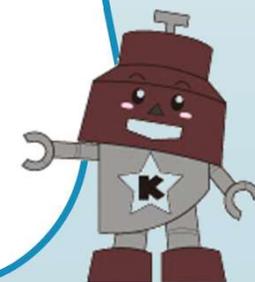
（介護予防） 短期入所生活介護



（介護予防）短期入所生活介護

過去の指導事項

- 個別機能訓練加算
- 夜勤職員配置加算
- 利用者に対して送迎を行う場合の算定
- 緊急短期入所受入加算



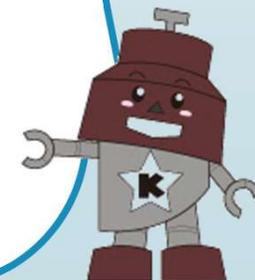
個別機能訓練加算

【問題点】

利用者の居宅を訪問した際の記録がない。

【指導内容】

利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者またはその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明し記録してください。

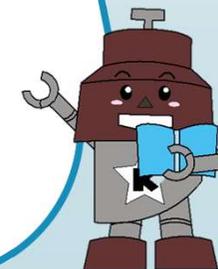


問題です！

【穴埋めクイズ】 夜勤職員配置加算

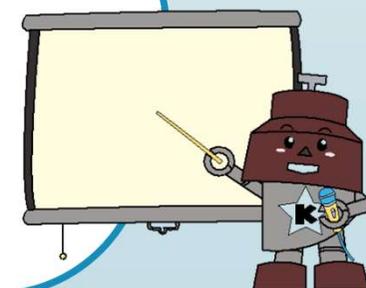
1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する○時間）における延夜勤時間数を、月の日数に○を乗じて得た数で除することによって算定する。

？ ？ ？ ？



正解

1日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間）における延夜勤時間数を、月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定する（小数点第3位以下は切り捨て）。



利用者に対して送迎を行う場合の算定

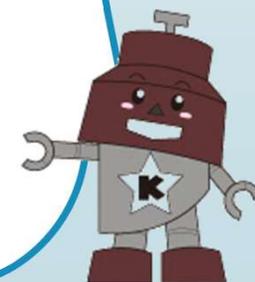
【問題点】

複数の利用者と乗合で送迎を実施している。

【指導内容】

利用者の心身の状況等に応じて個別に送迎を実施することを前提としているため、原則個別に送迎を実施してください。

※平成15年5月30日介護報酬に係るQ&A参照



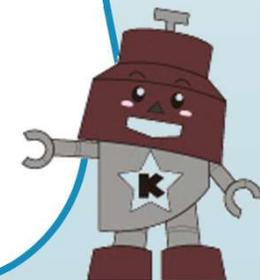
緊急短期入所受入加算

【問題点】

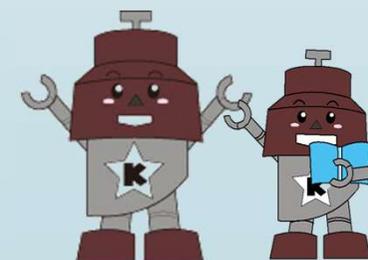
利用者の受け入れについて記録は残されていたが、緊急受け入れ後の対応の記録がないなど、不十分である。

【指導内容】

緊急に利用者を受け入れた場合は、介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めていること、利用の理由、期間、緊急受け入れ後の対応等を記録してください。



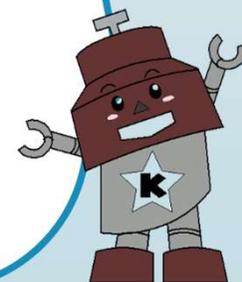
（介護予防） 特定施設入居者生活介護



（介護予防）特定施設入居者生活介護

過去の指導事項

- ▶ 従業員の員数が基準を満たさない場合の算定
- ▶ 個別機能訓練加算
- ▶ 夜間看護体制加算
- ▶ 協力医療機関連携加算
- ▶ 退院・退所時連携加算
- ▶ 退去時情報提供加算
- ▶ 看取り介護加算



従業員の員数が基準を満たさない場合の算定

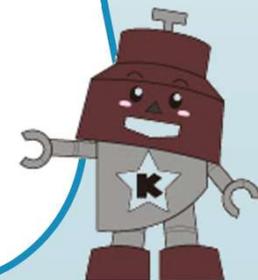
【問題点】

看護職員の配置数が、人員基準上必要とされる員数から2割不足している。

【指導内容】

看護職員の配置数について、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少していました。人員基準を満たすよう看護職員を配置してください。

人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について減算になります。



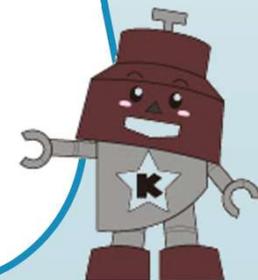
個別機能訓練加算①

【問題点】

非常勤の理学療法士を機能訓練指導員として配置している。

【指導内容】

機能訓練指導員には、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1名以上配置してください。



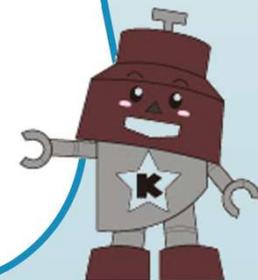
個別機能訓練加算②

【問題点】

個別機能訓練に関する記録が作成されていない。

【指導内容】

個別機能訓練に関する記録を作成する際は、実施時間（開始時間・終了時間）、訓練内容、担当者名等を記載してください。



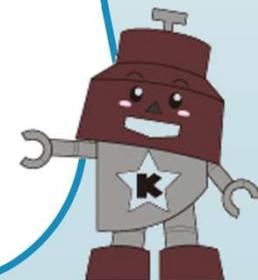
夜間看護体制加算

【問題点】

常勤の准看護師が配置されている。

【指導内容】

常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めてください。



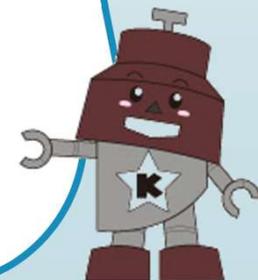
協力医療機関連携加算①

【問題点】

指定居宅サービス基準第191条第2項各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を届け出ていない。

【指導内容】

指定居宅サービス基準第191条第3項に規定する届出として当該要件を満たす医療機関の情報を、速やかに介護保険課に届け出てください。



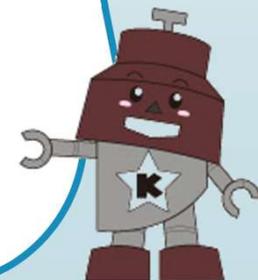
協力医療機関連携加算②

【問題点】

協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を開催した記録がない。

【指導内容】

協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催し、会議の開催状況について、その概要（日時、出席者、会議の内容等）を記録してください。



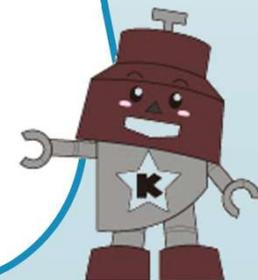
退院・退所時連携加算

【問題点】

利用者に関する情報提供を電話で受けていた。

【指導内容】

医療提供施設の職員と面談等を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受け、記録してください。また、速やかに特定施設サービス計画を作成してください。



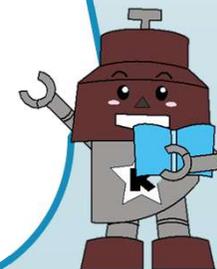
問題です！

【選択クイズ】 退去時情報提供加算

次の①～③のうち、誤っているものを選択してください。

- ① 同一月に同一医療機関に再入院する場合、算定できない。
- ② 翌月に同一医療機関に再入院する場合、利用者の状況が変わらず、提供する内容が同一のものは算定できない。
- ③ 利用者の心身の状況、生活歴等の情報を医療機関に提供する場合、利用者又はその家族の同意が必要である。

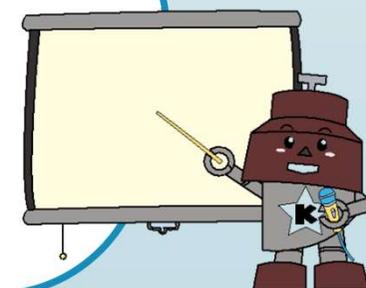
????



正解は「③が誤り」

利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供してください。

利用者の同意を得た記録がない事例がありましたので注意してください。



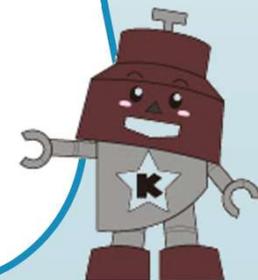
看取り介護加算

【問題点】

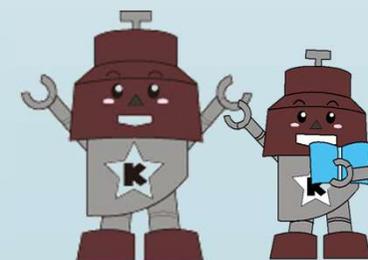
看取りに関する職員研修が実施されていない。

【指導内容】

看取りに関する職員研修を実施してください。



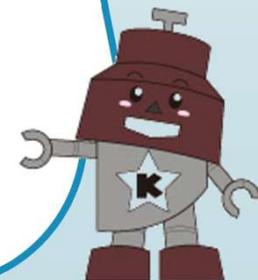
（介護予防） 小規模多機能型居宅介護



（介護予防）小規模多機能型居宅介護

過去の指導事項

- 認知症加算
- 総合マネジメント体制強化加算
- サービス提供体制強化加算

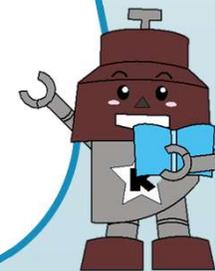


問題です！

【〇×クイズ】 認知症加算

認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)については、日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者が対象である。

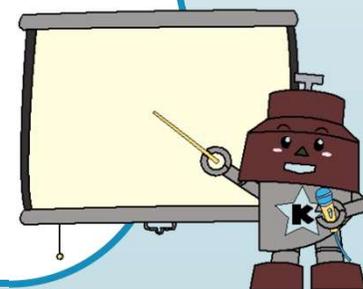
？ ？ ？ ？



正解は「×」

認知症加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)の対象となる者は、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者です。

加算の対象とならない者を算定している事例がありましたので注意してください。



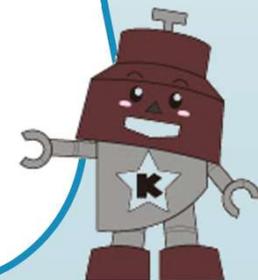
総合マネジメント体制強化加算

【問題点】

地域住民との交流や地域活動へ参加していない。

【指導内容】

利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加してください。



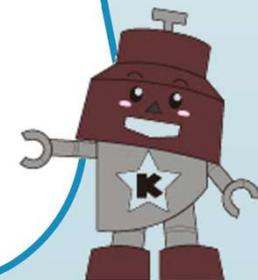
サービス提供体制強化加算①

【問題点】

非常勤職員に対して研修計画が作成されていない。

【指導内容】

非常勤職員を含む全ての従業者ごとに、個別具体的な研修計画（目標、内容、研修期間、実施時期等）を作成してください。



サービス提供体制強化加算②

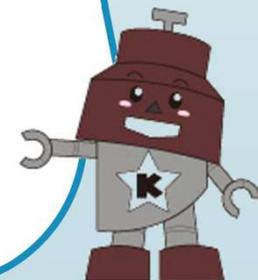
【問題点】

会議について、全ての従業者が参加していない。

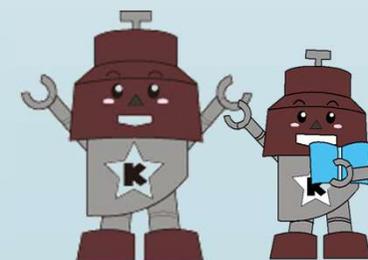
【指導内容】

利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議は、小規模多機能型居宅介護サービスに従事する従業者の全てが参加してください。

なお、実施に当たっては、いくつかのグループに分けて開催することができます。また、おおむね1月に1回以上開催し、その概要を記録してください。



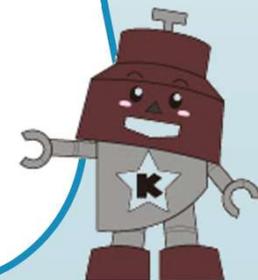
（介護予防） 認知症対応型共同生活介護



（介護予防）認知症対応型共同生活介護

過去の指導事項

- 利用者が入院したときの費用の算定
- 協力医療機関連携加算
- 医療連携体制加算
- 退居時情報提供加算
- 生活機能向上連携加算



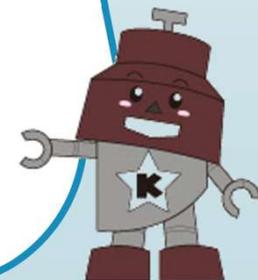
利用者が入院したときの費用の算定①

【問題点】

入院後3カ月以内に退院することが明らかに見込まれる利用者に対し、退院後再び事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることについて説明を行った記録がない。

【指導内容】

利用者に退院後再び円滑に入居することができる体制を確保していることを説明し、記録を残してください。



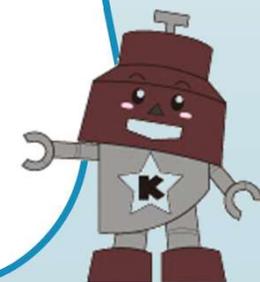
利用者が入院したときの費用の算定②

【問題点】

利用者の入院先の病院の主治医に「退院することが明らかに見込まれる」ことを確認した記録がない。

【指導内容】

「退院することが明らかに見込まれる」ことを利用者の入院先の病院又は診療所の主治医に確認するなどの方法により判断し、記録してください。



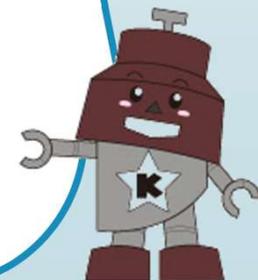
協力医療機関連携加算①

【問題点】

届出していない医療機関と協力体制を定め、
会議を実施している。

【指導内容】

指定地域密着型サービス基準第105条第3項に規定する届出として当該要件を満たす医療機関の情報を、速やかに介護保険課に届け出てください。



協力医療機関連携加算②

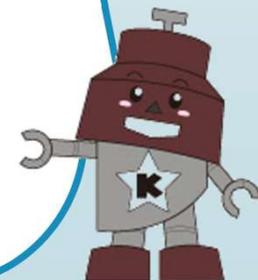
【問題点】

協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を開催した記録が不足している。

【指導内容】

協力医療機関との間で、利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催し、会議の開催状況について、その概要（日時、出席者、会議内容等）を記録してください。

なお、利用者の病歴等の情報の共有には利用者の同意を得てください。



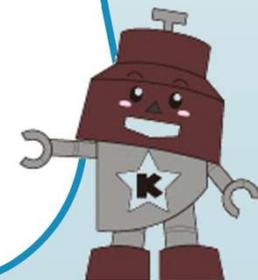
医療連携体制加算（Ⅰ）

【問題点】

指定訪問看護ステーションとの連携により看護師を確保していたが、看護師資格を確認していない。

【指導内容】

事業所の職員として又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保してください（准看護師では加算要件を満たしません）。



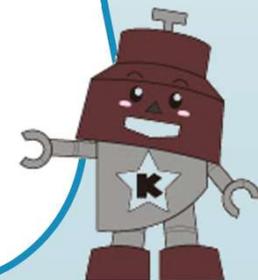
退居時情報提供加算

【問題点】

別紙様式 9 を使わずに医療機関に情報提供しており、必要な項目を提供していない。

【指導内容】

利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、入居者を紹介するに当たっては、別紙様式 9 の文書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付してください。

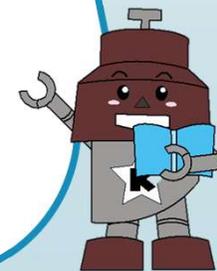


問題です！

【〇×クイズ】生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が事業所を訪問しなければならない。

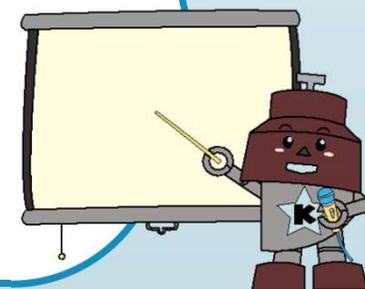
？ ？ ？ ？



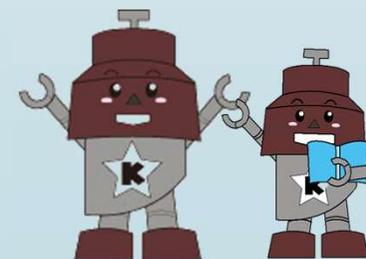
正解は「×」

生活機能向上連携加算（Ⅰ）については、医師等が事業所を訪問せず、計画作成担当者に助言を行った場合に算定するものとなります。

生活機能向上連携加算（Ⅱ）については、医師等が事業所を訪問して、計画を作成した場合に算定するものとなります。



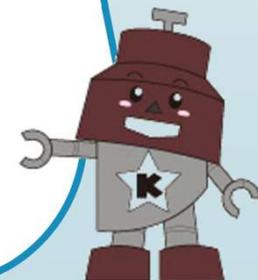
介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護



介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

過去の指導事項

- ▶ 個別機能訓練加算
- ▶ 若年性認知症入所者受入加算
- ▶ 経口移行加算
- ▶ 栄養マネジメント強化加算
- ▶ 経口維持加算
- ▶ 配置医師緊急時対応加算
- ▶ 褥瘡マネジメント加算



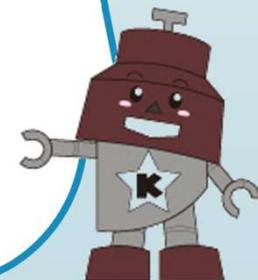
個別機能訓練加算①

【問題点】

個別機能訓練計画を機能訓練指導員のみで作成している。

【指導内容】

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成してください。また、共同して作成したことが確認できるように記録してください。



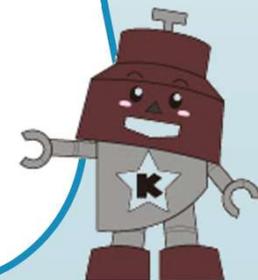
個別機能訓練加算②

【問題点】

個別機能訓練計画の説明を家族に対して
行っている。

【指導内容】

個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上入所者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録してください。



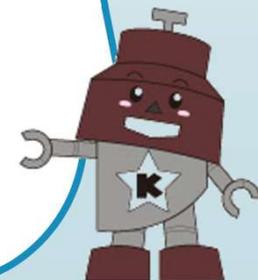
若年性認知症入所者受入加算

【問題点】

施設サービス計画等に、利用者に係る個別の担当者氏名の記載がない。

【指導内容】

若年性認知症の入居者に係る担当者を定めたいうえ、施設サービス計画等に担当者の名前を記載してください。



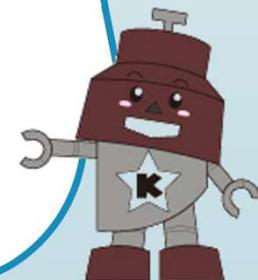
経口移行加算

【問題点】

医師の指示を受けていない入所者を算定の対象にしている。

【指導内容】

経管により食事を摂取し、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた入所者を算定の対象にしてください。



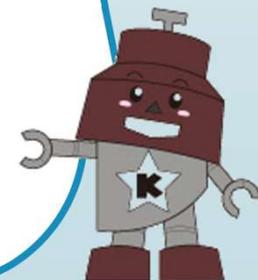
栄養マネジメント強化加算

【問題点】

食事の観察を定期的に行うことについて、
実施した記録がない。

【指導内容】

栄養ケア計画に従い、入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行う場合には、記録してください。



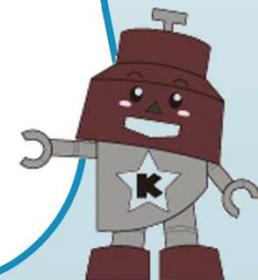
経口維持加算

【問題点】

経口維持計画について、入所者又はその家族に同意を得ていない。

【指導内容】

経口維持計画の作成及び見直しを行った場合は、入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。



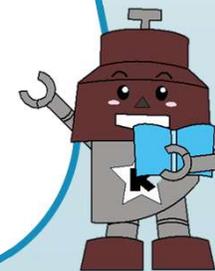
問題です！

【選択クイズ】 配置医師緊急時対応加算

次の①～③のうち、誤っているものを選択してください。

- ① 配置医師が実際に訪問し診察を行ったときに限り算定する。
- ② 診療を依頼した時間ではなく、診療を行った時間を記録する。
- ③ 配置医師の定期的な訪問診療の実施時間中の診療に対しては算定できない。

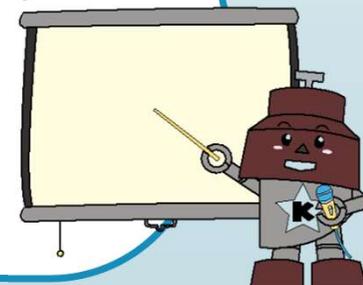
????



正解は「②が誤り」

施設が配置医師に診療を依頼した時間、配置医師が診療を行った時間、内容について、記録してください。

診療を依頼した時間の記録がない事例がありましたので注意してください。



褥瘡マネジメント加算

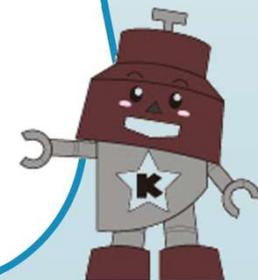
【問題点】

褥瘡ケア計画を共同で作成した記録がない。

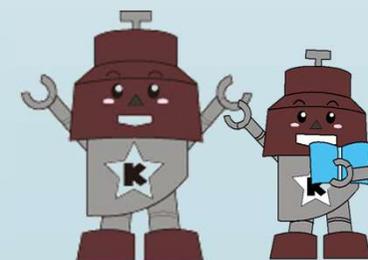
【指導内容】

褥瘡ケア計画は、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成したことが確認できるように記録してください。

なお、褥瘡ケア計画に基づくケアを実施する際は、入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。



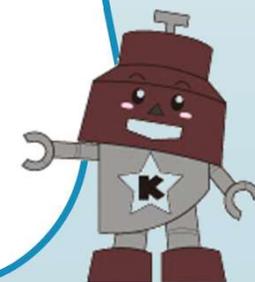
介護老人保健施設



介護老人保健施設

過去の指導事項

- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- 入所前後訪問指導加算
- 退所時情報提供加算
- 入退所前連携加算
- 訪問看護指示加算
- 科学的介護推進体制加算



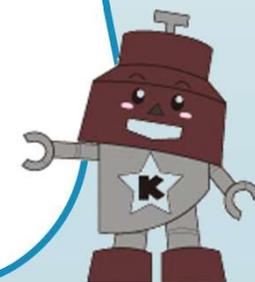
認知症短期集中リハビリテーション実施加算

【問題点】

リハビリテーション計画に実施内容が記載
されていない。

【指導内容】

リハビリテーション計画には、記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを記載してください。

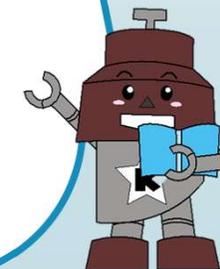


問題です！

【穴埋めクイズ】 入所前後訪問指導加算

入所期間が1月を超えると見込まれる者に対して、入所予定日前○日又は入所後△日以内に居宅の訪問を行い、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行う。

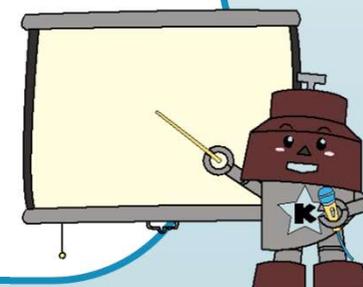
？ ？ ？ ？



正解

入所期間が1月を超えると見込まれる者に対して、入所予定日前**30**日又は入所後**7**日以内に居宅の訪問を行い、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行う。

なお、入所前後訪問指導の指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載してください。



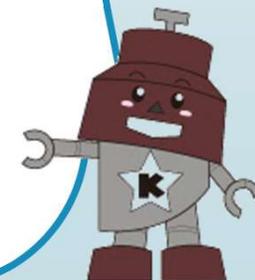
退所時情報提供加算

【問題点】

退所後の主治の医師に対して入所者を紹介した文書を交付していない。

【指導内容】

退所後の主治の医師に対して入所者を紹介するに当たっては、事前に主治の医師と調整し、文書に必要な事項を記入の上、入所者又は主治の医師に交付してください。



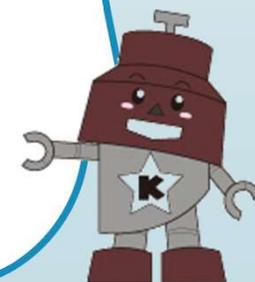
入退所前連携加算

【問題点】

居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った記録がない。

【指導内容】

連携を行った日及び連携の内容の要点に関する記録を行ってください。



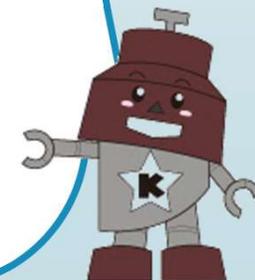
訪問看護指示加算

【問題点】

家族の同意を得て訪問看護指示書を交付した。

【指導内容】

訪問看護指示書は、入所者の同意を得て交付してください。



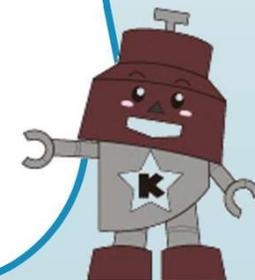
科学的介護推進体制加算

【問題点】

入所者の基本的な情報を期限までに厚生労働省に提出していない。

【指導内容】

入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に
係る基本的な情報は、規定の月の翌月10日までに厚生労働省に提出してください。



終わりに

この動画では、施設系サービスの報酬について、過去の指導した点を中心に説明しました。この動画で説明した以外にも重要な点、注意する点はたくさんあります。

告示、留意事項通知等に則って適切な運営を行い、今後もより良いサービス提供に努めていただきたいと思います。

また、**集団指導資料**には、介護保険課、長寿支援課、消防局、保健所、医療センター、埼玉労働局等からの資料も掲載していますので、併せてご覧ください。

ご視聴ありがとうございました。

